

栄町公共施設等総合管理計画

平成29年3月

栄 町

目 次

第 1 章 公共施設等総合管理計画の策定趣旨	1
1－1 計画策定の目的	1
1－2 計画の位置付け	1
第 2 章 公共施設等の現況および将来の見通し	3
2－1 対象とする公共施設等	3
2－2 公共建築物の保有状況	3
2－3 インフラ施設の保有状況	8
2－4 人口の現状と課題	9
2－5 財政の現状と課題	10
2－6 施設の更新費用の推計	12
2－7 長寿命化等による更新費用の推計	15
第 3 章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	19
3－1 計画期間について	19
3－2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	19
3－3 現状や課題に関する基本認識	19
3－4 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	21
第 4 章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	23
4－1 公共建築物	23
4－2 インフラ施設	24
第 5 章 フォローアップの実施方針	25

第1章 公共施設等総合管理計画の策定趣旨

1-1 計画策定の目的

本町が保有する公共施設の多くは、大規模開発に伴う人口の増加と行政需要に対応するため、昭和 50 年代後半から平成初期にかけて建築され、特に、「役場庁舎」、「ふれあいプラザさかえ」、「消防庁舎」といった大規模な公共施設の整備を行っており、道路や橋梁などのインフラ施設も含めると非常に多くの公共施設等が整備されてきました。しかし、それらの施設が今後、更新時期を迎えることから、多額の修繕や建て替え費用に対する財源の確保が必要となります。また、現下の厳しい財政状況の中、今後は、人口減少などに対応した公共施設のあり方を検討し、計画的な対応と施設の維持管理コストの軽減などを図っていく必要があります。

これは本町に限らず、全国他自治体においても同様の問題を抱えており、国においてはインフラ長寿命化計画を策定するとともに、地方に対しても「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を示すなど、公共施設等に求められる安全・機能を今後も確保していくための支援を実施していくこととしています。

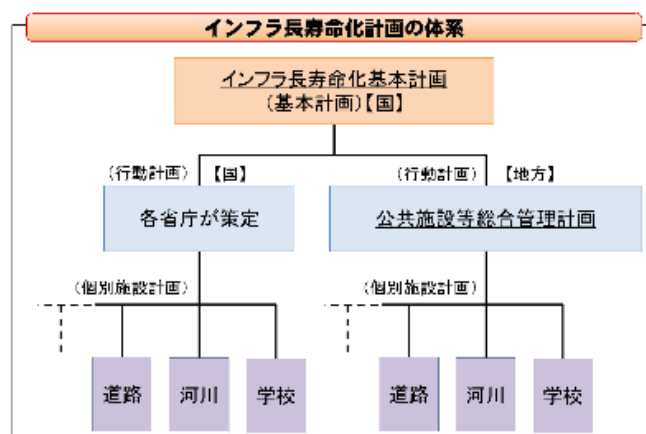
このため、本町が保有する公共施設等の全体像を明らかにし、長期的かつ新たな視点をもって長寿命化や更新・統廃合などの基本の方針を定めることにより、行政サービスの維持・向上と財政負担の軽減・平準化を図るため、「栄町公共施設総合管理計画」を策定するものです。

なお、本町の有する公共施設の資産が同規模人口である酒々井町より多いため、後述するとおり、長寿命化に要する費用も多額となることが見込まれます。このことは、酒々井町に比べて財政的に厳しい本町にとって、子育て支援施策など各種施策を展開する中で、実際の施設管理をいかに効率的に行っていくかが大きな課題であると言えます。

1-2 計画の位置付け

公共施設等総合管理計画は、平成 25 年 11 月 29 日に国のインフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議で決定された「インフラ長寿命化基本計画」において、市町村版の「インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定することが要請されています。このため、平成 26 年 4 月 22 日に総務省が策定した「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に基づいて策定します。

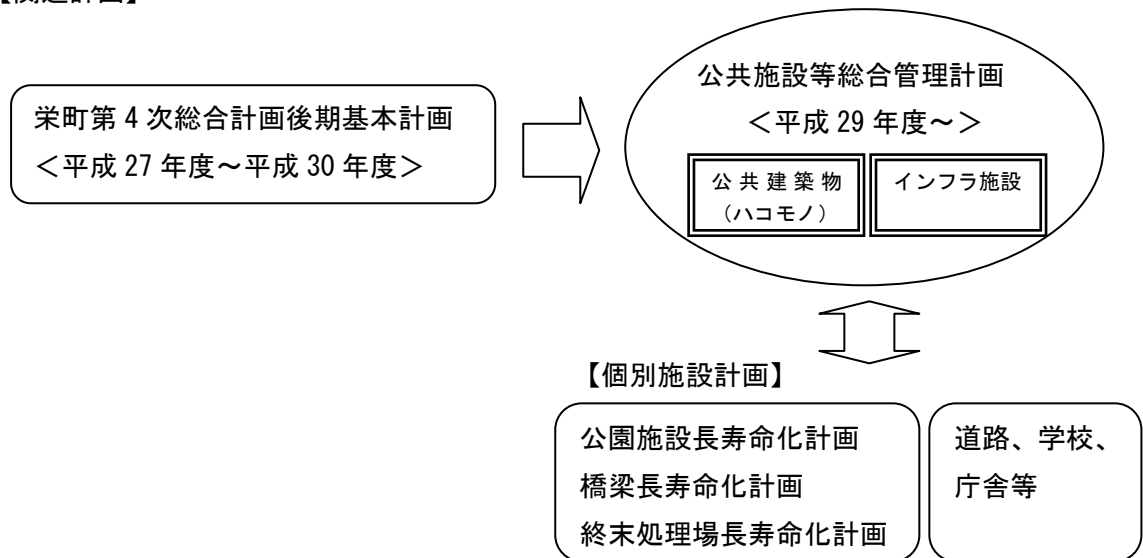
（図表 1-1）インフラ長寿命化計画の体系図



公共施設等総合管理計画の策定にあたっては、本町の行財政運営に係る各種計画を反映していく必要があります。特に、「第4次総合計画後期基本計画」では、財産の適正な維持管理について示しており、これらの方向性を踏まえた上で、総合管理計画の策定を行っていきます。

一方で、公共施設等総合管理計画は、個別施設計画を上位で束ねる役割を担うものとして位置付け、相互に反映していく必要があります。

【関連計画】



(図表 1-2) 栄町における公共施設等総合管理計画の位置づけ

第2章 公共施設等の現況および将来の見通し

2-1 対象とする公共施設等

公共施設等総合管理計画では、本町が所有する公共施設等を幅広く計画の対象として捉えていきます。公共施設等は一般に大きく公共建築物（ハコモノ）とインフラ施設に分けられ、インフラ施設については、多様な施設を保有しており、本計画では以下の施設を計画の対象としています。

公共施設等・・・「公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物」

（公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針 総務省）

・公共建築物……………庁舎、学校、ふれあいプラザさかえ 等

・インフラ施設…………道路、橋梁、公園、下水道 等

2-2 公共建築物の保有状況

平成 28 年（2016 年）4 月時点で、本町が保有する公共建築物の概況は以下のとおりです。

（1）学校教育系施設

①小中学校

施設名	校 舎 建築年度	敷地 面積（㎡）	校舎延床 面積（㎡）	構造	体育館 建築年度	体育館 延床面積 （㎡）	構造	主な改修状況等
安食小学校	S45 年度	23,812	3,806	R C 造	H14 年度	1,772	R C 造	H5 校舎大規模改修工事
布鎌小学校	H2 年度	17,159	3,468	R C 造	H21 年度	848	鉄骨造	
安食台小学校	S57 年度 S61 年度	27,580	5,072	R C 造	H59 年度	1,473	R C 造	H26 校舎大規模改造工事
竜角寺台 小学校	S63 年度	22,119	3,798	R C 造	H元年度	1,456	R C 造	
栄中学校	S52 年度 H2 年度	47,842	7,470	R C 造	H3 年度	4,150	R C 造	H10 校舎大規模改修工事 H18 校舎大規模改修、 耐震改修工事 H26 空調機設置工事

②給食センター

施設名	建築年度	敷地面積（㎡）	延床面積（㎡）	構造	主な改修状況等
学校給食センター	S61 年度	2,431	1,257	R C 造	H21 給排水設備工事

(2) 町民文化系施設

施設名	建築年度	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	構造	主な改修状況等
ふれあいプラザさかえ ふれあいセンター	H6 年度	28,159	5,805	S R C 造	H26 エレベータ耐震工事
ふれあいプラザさかえ 町民文化ホール			3,509	R C 造	H22 屋上防水修繕工事
ふれあいプラザさかえ 悠遊亭			552	R C 造	

(3) 社会教育系施設

施設名	建築年度	延床面積 (㎡)	構造	主な改修状況等
町民北辺田体育館	S48 年度	492	鉄骨造	H25 耐震補強工事
町民酒直体育館	S57 年度	853	鉄骨造	
水と緑の運動広場 (トイレ)	H2 年度	112	R C 造	
栄町竜角寺台プール	H3 年度	1,381	R C 造	

(4) 行政系施設

①庁舎

施設名	建築年度	延床面積 (㎡)	構造	主な改修状況等
役場庁舎	S61 年度	9,128	S R C 造	H25 エレベーター耐震工事 H26 屋上防水改修工事
公用車車庫	S61 年度	614	鉄骨造	

②消防施設

施設名	建築年度	延床面積 (㎡)	構造	主な改修状況等
消防庁舎	H11 年度	2,350	S R C 造	
ポンプ小屋	H11 年度	10	R C 造	
訓練塔	H11 年度	169	鉄骨造	
1 分団 1 部消防機庫	S56 年度	107	鉄骨造	
1 分団 2 部消防機庫	—	80	鉄骨造	
1 分団 3 部消防機庫	—	43	鉄骨造	
2 分団 1 部消防機庫	H 元年度	57	木造	
2 分団 2 部消防機庫	—	26	鉄骨造	
2 分団 3 部消防機庫	H11 年度	59	木造	
2 分団 4 部消防機庫	—	28	木造	

施設名	建築年度	延床面積 (㎡)	構造	主な改修状況等
3 分団 1 部消防機庫	H5 年度	57	木造	
3 分団 2 部消防機庫	—	26	鉄骨造	
3 分団 3 部消防機庫	H4 年度	57	木造	
3 分団 4 部消防機庫	H5 年度	57	木造	
4 分団 1 部消防機庫	—	39	木造	
4 分団 2 部消防機庫	S 57 年度	41	鉄骨造	
4 分団 3 部消防機庫	S 57 年度	57	鉄骨造	
4 分団 4 部消防機庫	H2 年度	57	鉄骨造	
5 分団 1 部消防機庫	—	57	木造	
5 分団 2 部消防機庫	S 58 年度	57	木造	
5 分団 3 部消防機庫	—	48	鉄骨造	
5 分団 4 部消防機庫	S 58 年度	28	木造	
5 分団 5 部消防機庫	H4 年度	57	木造	
5 分団 6 部消防機庫	H3 年度	57	木造	

③その他行政施設

施設名	建築年度	延床面積 (㎡)	構造	主な改修状況等
旧北辺田小学校	S 53 年度	2,133	R C 造	H3 校舎屋上防水改修工事 H25 校舎耐震補強工事
旧酒直小学校	S 49 年度	3,051	R C 造	S 62 校舎増築工事 H12 校舎大規模改修工事

(5) 産業系施設

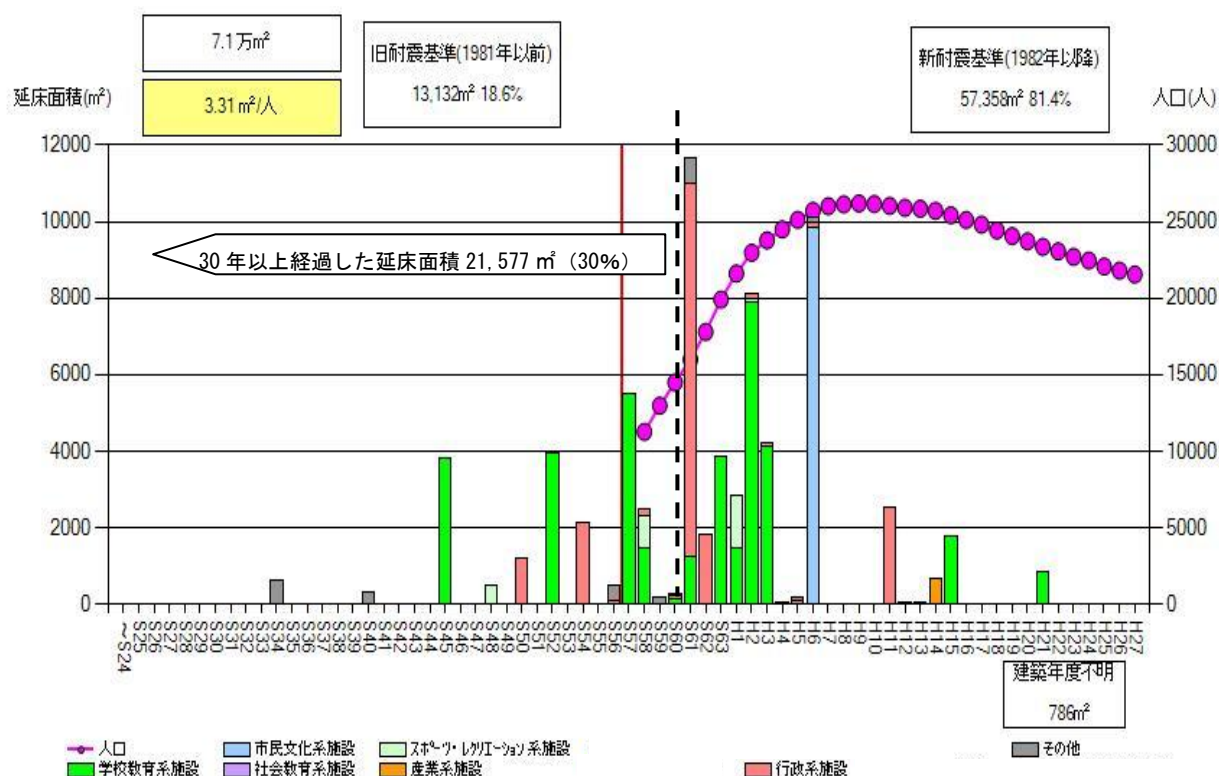
施設名	建築年度	延床面積 (㎡)	構造	主な改修状況等
ドラムの里	H14 年度	729	鉄骨造	H26 観光トイレ増設
農業ふれあいセンター	S 59 年度	99	木造	

(6) その他施設

施設名	建築年度	延床面積 (㎡)	構造	主な改修状況等
安食駅前公衆用トイレ	H5 年度	70	R C 造	H26 トイレ改修工事
安食台第 1 近隣公園公衆用トイレ	H6 年度	139	R C 造	
安食駅北口自転車駐輪場	S 61 年度	676	鉄骨造	
安食駅南北自由通路	S 59 年度	171	R C 造	

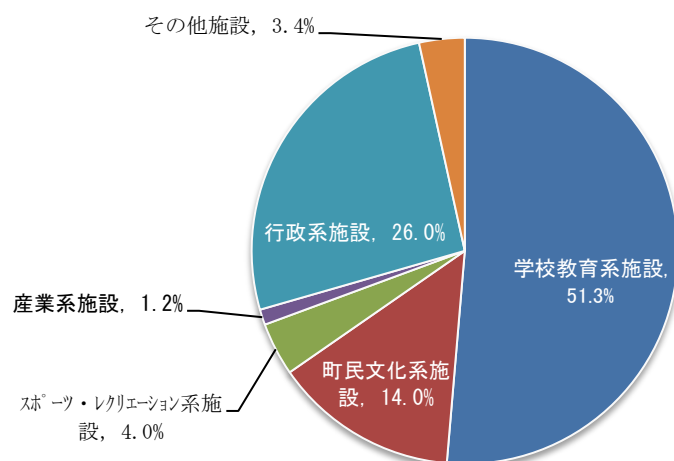
築年度ごとの整備面積は下のグラフのとおりです。昭和 50 年代後半から平成初期にかけて集中的に整備が行われており、建築後 30 年以上経過した建物は今のところ全体の約 3 割となっていますが、役場庁舎をはじめ数年のうちに 30 年を迎える施設が相次ぎ、これらの施設の中には老朽化が進んでいるものもあります。

(図表 2-2) 年度別整備延床面積



大分類別の公共建築物の延床面積は、学校教育系施設の割合が約 51%で最も高く、次いで、役場や消防庁舎などの行政系施設の割合が約 26%となっています。

(図表 2-3) 施設分類ごとの延床面積の割合



分類	面積	割合
学校教育系施設	36,196	51.3%
町民文化系施設	9,867	14.0%
スポーツ・レクリエーション系施設	2,838	4.0%
産業系施設	828	1.2%
行政系施設	18,330	26.0%
その他施設	2,431	3.4%
合 計	70,490	100%

※酒々井町の公共建築物の延床面積 53,015 m²

主な公共建築物の建築費は下表のとおりとなっています。

(図表 2-4) 主な公共建築物の概要

(単位 : m²/千円)

名称	建築年度	延床面積	構造	建築費
役場庁舎	S 61	9,128	S R C 造	1,987,950
ふれあいプラザさかえ	H 6			
ふれあいセンター		5,805	R C 造	2,468,910
町民文化ホール		3,509	R C 造	2,763,078
悠遊亭		552	R C 造	355,762
消防庁舎	H 11	2,350	R C 造	964,236
学校給食センター	S 61	1,257	R C 造	295,000

(単位 : m²/千円)

施設名	校舎 建築年度	校舎延 床面積	構造	建築費	体育館 建築年度	体育館 延床面積	構造	建築費
安食小学校	S 45 S 57	3,806	R C 造	114,900 157,450	H 14	1,772	R C 造	547,470
布鎌小学校	H 2	3,468	R C 造	709,464	H 21	848	鉄骨造	234,448
安食台小学校	S 57 S 61	5,072	R C 造	513,080 238,950	S 59	1,473	R C 造	226,330
竜角寺台小学校	S 63	3,798	R C 造	732,500	H 元	1,456	R C 造	329,779
栄中学校	S 52 H 2	7,470	R C 造	437,862 748,089	H 3	4,150	R C 造	933,283
旧酒直小学校	S 49	3,051	R C 造	107,000	S 57	853	R C 造	143,500
旧北辺田小学校	S 53	2,133	R C 造	271,534	S 48	492	鉄骨造	35,000

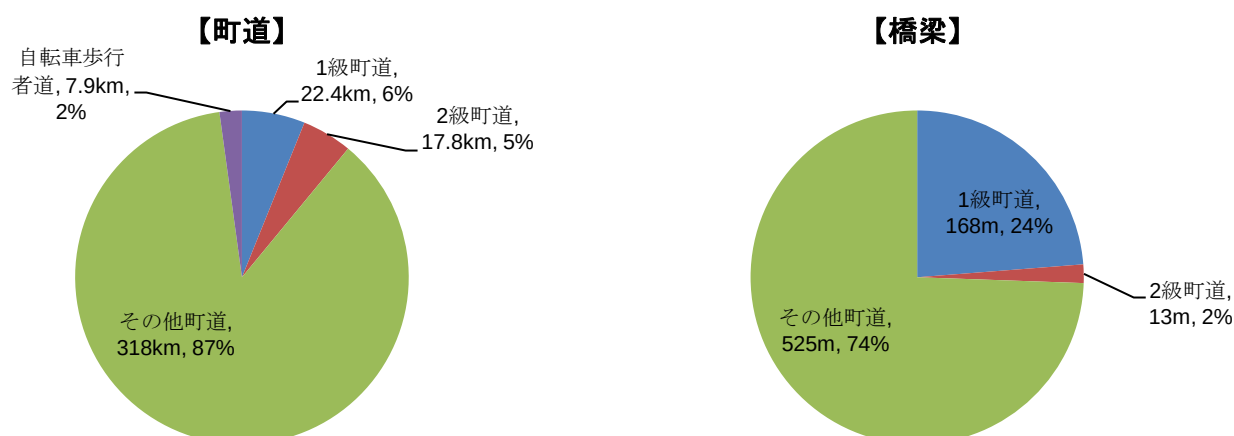
2-3 インフラ施設の保有状況

本町は東西に約 121km、南北に約 5km、面積 32.51k m²の町域を有し、保有する主なインフラ施設として、道路 366km、橋梁 54 橋、都市公園 40 施設、下水道 135km などとなっています。

(図表 2-4) 対象インフラ施設

施設区分	対象施設	数量		備考
		栄町	(参考) 酒々井町	
道路施設	町道	366 km	192 km	1 級 22、2 級 18、その他 318、自歩 8
	橋梁	54 橋	33 橋	町道 1 級 9、町道 2 級 3、その他 41
公園・緑地	都市公園	40 施設	39 施設	街区 35、近隣 3、地区 1、都緑 1
下水道施設	終末処理場	5,609 m ²		管理棟、汚泥処理棟、放流ポンプ棟
	管路	135 km	105km	

(図表 2-5) 道路・橋梁の内訳



なお、各年度における主なインフラ施設の投資額は下表のとおりとなっています。

(図表 2-6) インフラ施設の投資額

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
道路	29,888	41,129	353,477	216,191	155,423
公園	120,305	281	5,084	9,183	20,196
下水道	231,404	307,195	310,188	290,102	36,217

※修繕料等の維持管理経費は除く

2-4 人口の現状と課題

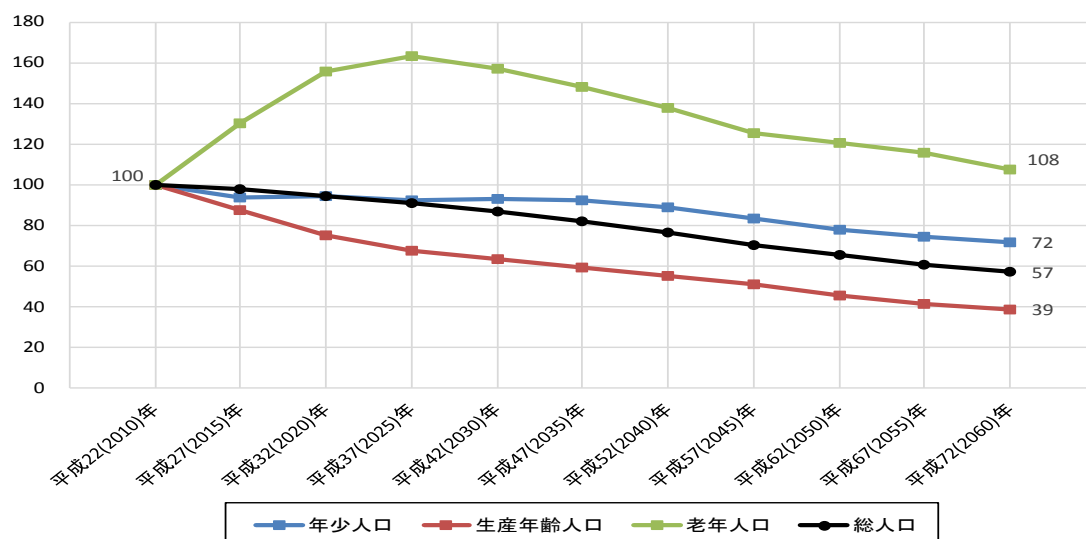
本町の人口は、昭和 53(1978)年からニュータウンの整備が開始されるとともに急速に増加し、ピークであった平成 7(1995)年には 25,615 人となりましたが、その後、都市部への若年層の流出と出生率の低迷により減少傾向が続いており、平成 22(2010)年の人口は 22,580 人となっています。

したがって、出生率の上昇につながる施策や転入者を増加させる施策を速やかに講じていくことが、人口の維持に向けた本町の喫緊の課題であると言えます。

このため「栄町総合戦略」（平成27年10月策定）では、人口減少はいたしかたないが、目指すべき将来の方向性として、現在の人口ピラミッドの構造が県平均に比べて高年齢層に片寄っているため、若い世代の流入や出生率を高める少子化対策などにより、持続性のある人口構造に変えることが必要としています。

なお、これらの施策を織り込んだ栄町人口ビジョン（平成27年10月策定）では、平成72(2060)年において、国立社会保障・人口問題研究所推計の総人口7,775人に対し、12,861人となる見込みです。

（図表 2-7）年齢 3 区分別人口の推移



（図表 2-8）年齢 3 区分別構成比の推移

		平成22 (2010)年	平成27 (2015)年	平成32 (2020)年	平成37 (2025)年	平成42 (2030)年	平成52 (2040)年	平成62 (2050)年	平成72 (2060)年
年少人口 0-14歳	実数(人)	2,227	2,089	2,099	2,061	2,064	1,978	1,739	1,593
	割合	9.9%	9.5%	9.8%	10.0%	10.5%	11.5%	11.8%	12.4%
生産年齢人口 15-64歳	実数(人)	15,403	13,497	11,532	10,392	9,779	8,437	7,034	5,938
	割合	68.2%	61.3%	54.1%	50.6%	49.9%	49.0%	47.7%	46.2%
老年人口 65歳以上	実数(人)	4,950	6,429	7,696	8,077	7,771	6,820	5,959	5,331
	割合	21.9%	29.2%	36.1%	39.3%	39.6%	39.6%	40.4%	41.4%
総人口		22,580	22,015	21,327	20,530	19,614	17,236	14,732	12,861

2-5 財政の現状と課題

(1) 歳入

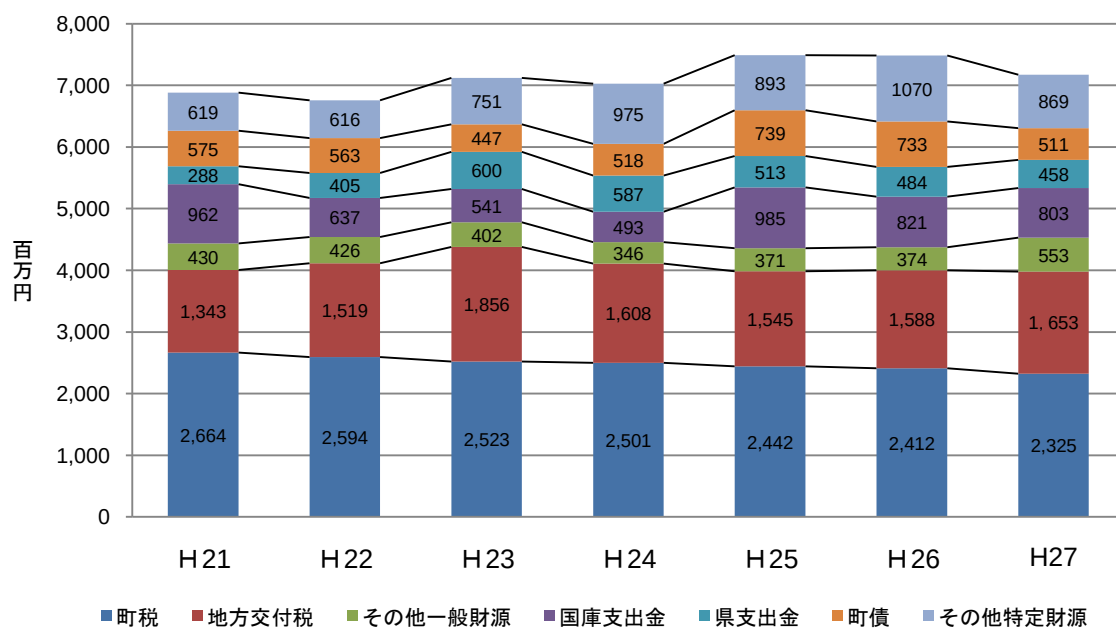
平成 27 年度 (2015 年度) の歳入総額は、約 71 億 7 千万円となっており、平成 21 年度 (2009 年度) 以降は 70 億円程度で推移しています。主な自主財源である町税は、約 23 億 2 千万円で若干減少傾向にあります。一方、平成 25 年度からは、国の経済対策を活用し多くの投資的事業を行ってきたことにより、特定財源は補助金や町債を中心として増加しています。

今後の町税収入の見通しについては、国の経済対策の実施などによる景気の動向にもよりますが、個人町民税の納税義務者数が減少傾向にあることや、固定資産税が家屋の経年減価による評価額の減少や土地価格の下落が続いていることなどから、全体として減少していくと見込まれます。

この収入不足を、自主財源である基金繰入などによる歳入対策を講ずることにより対応してきましたが、財政調整基金の残高が低い水準となっており、また、町債残高については、新規発行額を極力抑制しながら残高の削減に努めているものの、大規模事業の実施に伴う地方債や臨時財政対策債の抑制が厳しいのが現状です。

今後見込まれる財政需要を考慮すると、新たな開発事業による税源の涵養や、収納率の向上等により歳入を確保するなど、更なる財源対策を講じる必要に迫られています。

(図表 2-9) 歳入の推移



(単位：百万円)

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
歳入総額	6,881	6,760	7,119	7,028	7,488	7,482	7,172
町税	2,664	2,594	2,523	2,501	2,442	2,412	2,325
地方交付税	1,343	1,519	1,856	1,608	1,545	1,588	1,653
その他一般財源	430	426	402	346	371	374	553
国庫支出金	962	637	541	493	985	821	803
県支出金	288	405	600	587	513	484	458
町債	575	563	447	518	739	733	511
その他特定財源	619	616	751	975	893	1,070	869

(2) 歳出

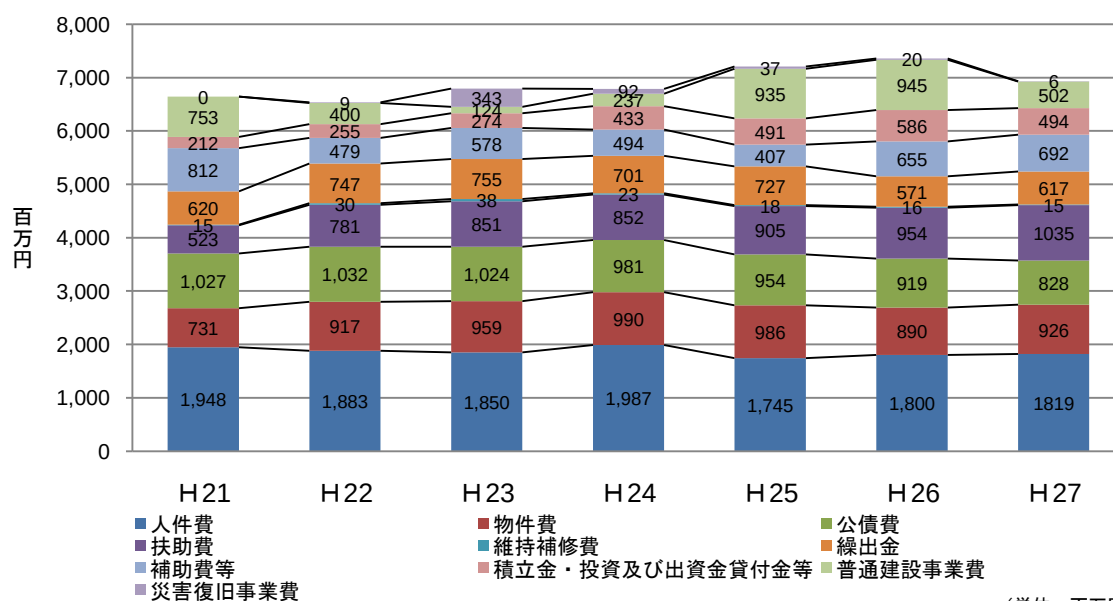
平成 27 年度（2015 年度）の歳出総額は、約 69 億 3 千万円となっています。経常的な歳出としては、人件費の割合が高く、また、公債費が減少傾向にある半面、物件費や扶助費が増加傾向にあります。特に、扶助費は高齢化や社会福祉施策の変化に伴い増加傾向を示しており、平成 21 年度（2009 年度）の約 5 億 2 千万円から、平成 27 年度（2015 年度）には約 10 億 3 千万円と約 2 倍に増加しています。

人件費の割合が高いことについては、消防業務が町単独であることのほか、人口増加を見込んだ職員の大量採用が主な要因であり、今後も将来の職員の年齢構成のバランスなども考慮しつつ、退職者に対する新規採用職員の抑制や任期付職員・再任用職員の活用を基本として、人件費の削減に取り組んでいく必要があります。

扶助費については、今後も高齢化の進展と国の社会福祉施策の変化に加え、町単独の子ども・子育て支援施策等に係る社会保障関係費の増加が予想されるため、上昇傾向は避けられないところがあります。

公債費については、公債費負担が他市町村より重い中、今後も地方債の新規発行を極力抑制しながら残高の削減に努め、将来負担の圧縮に努めていく必要がありますが、元利償還金が地方交付税算入の地方債も多く、借り入れのメリットを考えると急激な残高減少は難しいと考えています。

(図表 2-10) 歳出の推移



(単位：百万円)

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
歳出総額	6,643	6,533	6,795	6,790	7,205	7,356	6,934
人件費	1,948	1,883	1,850	1,987	1,745	1,800	1,819
物件費	731	917	959	990	986	890	926
公債費	1,027	1,032	1,024	981	954	919	828
扶助費	523	781	851	852	905	954	1035
維持補修費	15	30	38	23	18	16	15
繰出金	620	747	755	701	727	571	617
補助費等	812	479	578	494	407	655	692
積立金・投資及び出資金貸付金等	212	255	274	433	491	586	494
普通建設事業費	753	400	124	237	935	945	502
災害復旧事業費	0	9	343	92	37	20	6

2-6 施設の更新費用の推計

(1) 試算条件

本町が現在保有する公共施設等を、将来も同種、同規模で更新した場合の費用について試算を行いました。なお、試算方法は、各地方公共団体においては総務省が活用を推奨している「公共施設等更新費用試算ソフト」（一般財団法人地域総合整備財団）を基本としているので、全面積を改修するのか、単価はこれで良いのかは別にして、これを活用して試算することとします。また、物価変動率、落札率等は予想が困難であるので考慮していません。

- ①現在（平成28年度）と同じストック量を今後も維持する。
- ②更新費用（円）＝将来年次別更新ストック量（㎡）×更新単価（円/㎡）。
- ③公共施設の将来年次別更新ストック量については、過去の年次別の整備量（延床面積）を使用。
- ④建設時からの経過年数が31年以上50年未満のものについては、今後10年間で均等に大規模改修を行うと仮定。

（図表 2-11）総務省推計ソフトの試算条件（あくまでも想定面積と想定単価）

施設区分	分類	耐用年数	単価（大規模改修）	単価（建替え）
公共建築物	町民文化系施設	<大規模改修> 30年 (修繕期間2年)	25万円/㎡	40万円/㎡
	社会教育系施設		25万円/㎡	40万円/㎡
	産業系施設		25万円/㎡	40万円/㎡
	行政系施設		25万円/㎡	40万円/㎡
	学校教育系施設	<建て替え> 60年 (修繕期間3年)	17万円/㎡	33万円/㎡
	子育て支援施設		17万円/㎡	33万円/㎡
	公園施設		17万円/㎡	33万円/㎡
	スポーツ・レクリエーション施設		20万円/㎡	36万円/㎡
	その他施設		20万円/㎡	36万円/㎡

施設区分	分類	耐用年数	単価（更新）
道路	一般道路	15年	0.47万円/㎡
	自転車歩行者道		0.27万円/㎡
橋梁		60年	44.8万円/㎡
下水道		50年	12.4万円/m

(2) 公共建築物の更新費用シミュレーション

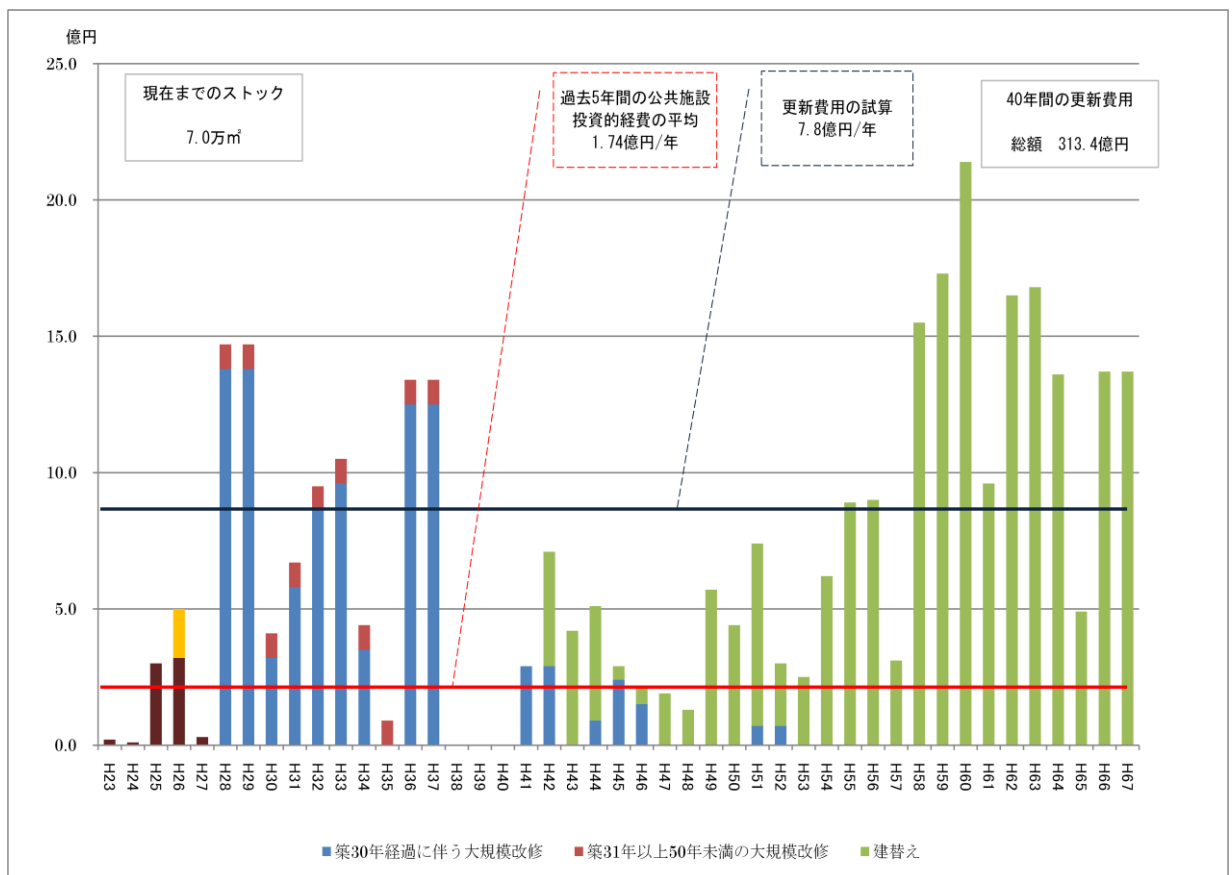
公共施設の過去5年間の投資的経費（既存施設の更新・新規施設整備分）は、年平均約1.7億円となっています。

一方、今後40年間このまま既存施設を全て保有することを前提に、総務省の試算条件に従って更新費用を試算したところ、理論上は40年間で約313.4億円、年平均約7.8億円の費用が必要となり、これまでより年間約6.1億円の増加となります。内訳は、「築31年以上50年未満の大規模改修」が9.2億円、「築後30年経過に伴う大規模改修」が95.4億円、「建て替え」が208.8億円です。

この試算によると、「築後30年経過に伴う大規模改修」の費用は平成28年度から平成37年度に集中し、また、「建て替え」の費用は平成58年度以降に多く発生するようになり、特に平成58年度以降は15億円を超えるようになります。これは、施設が昭和50年代後半から平成初期にかけて集中的に整備が行われたことから、役場庁舎や給食センターを皮切りに、竜角寺台小学校、布鎌小、栄中新校舎などが一斉に耐用年数60年を迎えることによるものです。

現在の財政状況では、このような大規模改修や建て替えの実施は困難である一方、施設の老朽化等には対応していかなければならず、現実的な改修、建て替え計画を考えていかなければならないことになっています。

(図表 2-12) 公共建築物の将来の更新費用の推計 (60年)

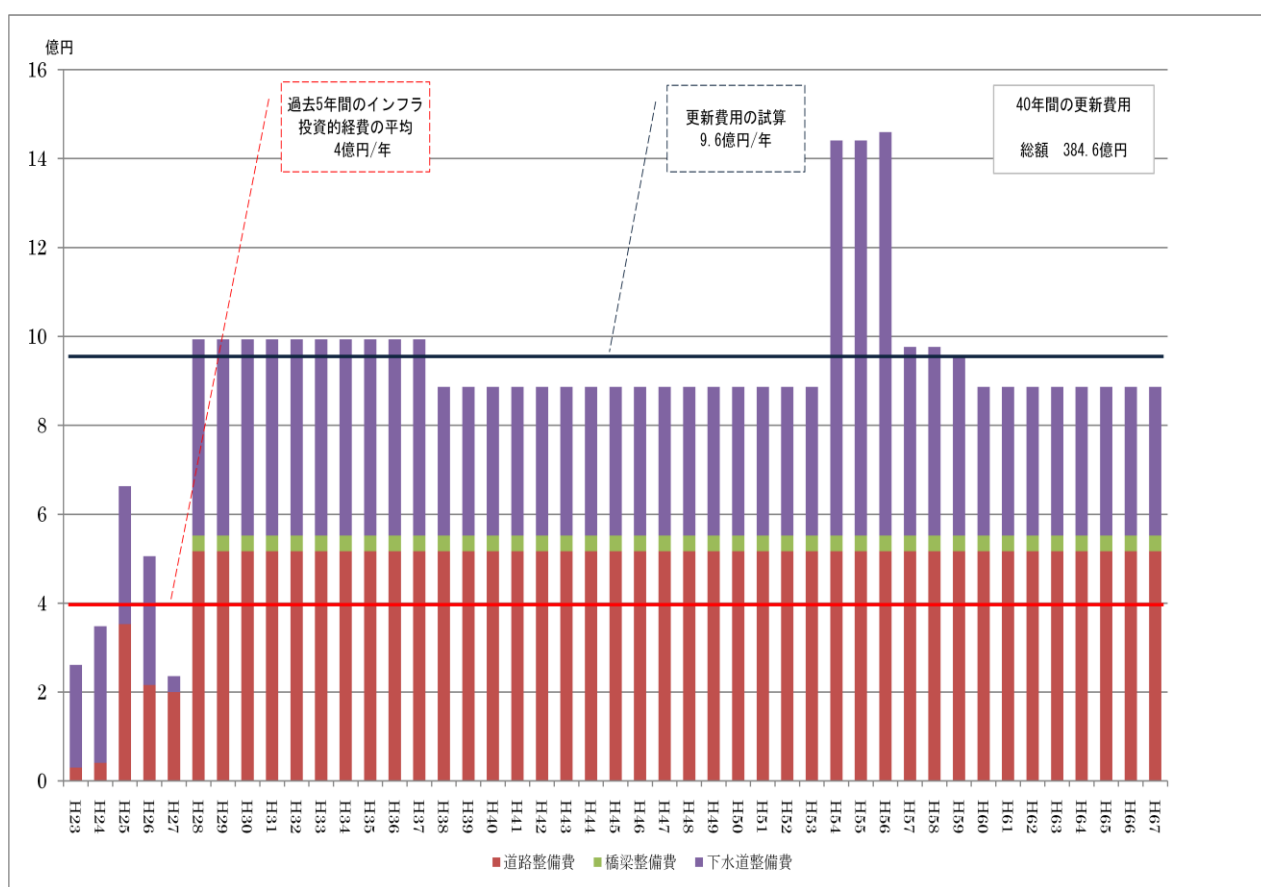


(3) インフラ施設の更新費用シミュレーション

本町が所有するインフラ資産（道路、橋りょう、下水道）の維持管理の状況は、今後 40 年間このままインフラ資産を全て保有し続けた場合に必要な更新費用を、公共施設と同様に一定の条件のもとで試算したところ、40 年間で約 384.6 億円、年平均で約 9.6 億円（道路 206.7 億円、橋梁 14.1 億円、下水道 163.8 億円）が見込まれます。

これは、現在 4 億円程度かかっている経費と比較し 2.4 倍の費用が必要となるため、それぞれのインフラに関する長寿命化計画を基にした国庫補助金等の財源確保を図ることと、計画的かつ効率的な事業執行が求められています。

(図表 2-13) インフラ施設の将来の更新費用の推計



2-7 長寿命化等による更新費用の推計

前項では、総務省の試算条件に従って、現在保有する公共施設等について、今後も同種・同規模のまま耐用年数を迎える年に更新するものとして試算を行い、直近5か年の投資的経費と比較した結果、財源が大きく不足することが確認されました。

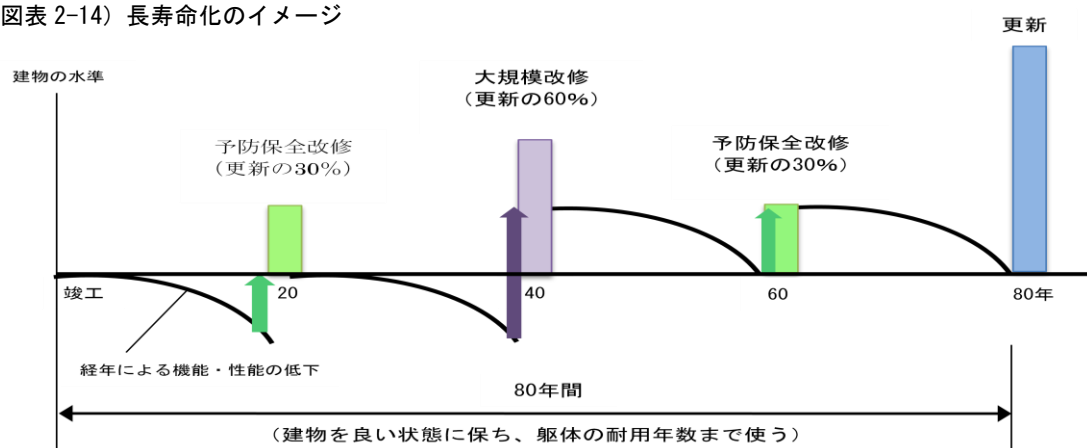
これまで公共施設等の維持管理は、老朽化による劣化や破損等の大規模な不具合が生じた後に修繕等を行う「事後保全型」で対応してきました。しかし、今後、施設の老朽化が進行した中でこのような維持管理を継続した場合、突発的に高額なコストが必要になる可能性があるとともに、修繕や更新作業の間、施設の機能が停止したり、利用者の安全を損ねたりする可能性もあります。

そこで、今後は定期点検により施設の劣化や異常を早期に発見し、異常が軽微なうちに財源確保のうえ対策を行う「予防保全型」の維持管理を行っていく必要があります。これにより、施設の一層の長寿命化に繋がり、維持管理コストの縮減と財政負担が短期に集中しないよう予算の平準化を図ることができます。

(1) 公共建築物の予防保全型管理の実施

事後保全では建築物の耐用年数を60年と想定するのに対し、予防保全では適切な時期に少しずつ改修を行い、耐用年数を80年まで延ばすことができるものと想定しています。これは、文部科学省の「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」（平成27年4月）において、「鉄筋コンクリート造の学校施設の法定耐用年数は適切な維持管理がなされ、コンクリート及び鉄筋の強度が確保される場合には70～80年程度、さらに、技術的には100年以上持たせるような長寿命化も可能である」とされていることを準用し、公共施設の建替え周期を80年と設定するものです。

(図表 2-14) 長寿命化のイメージ



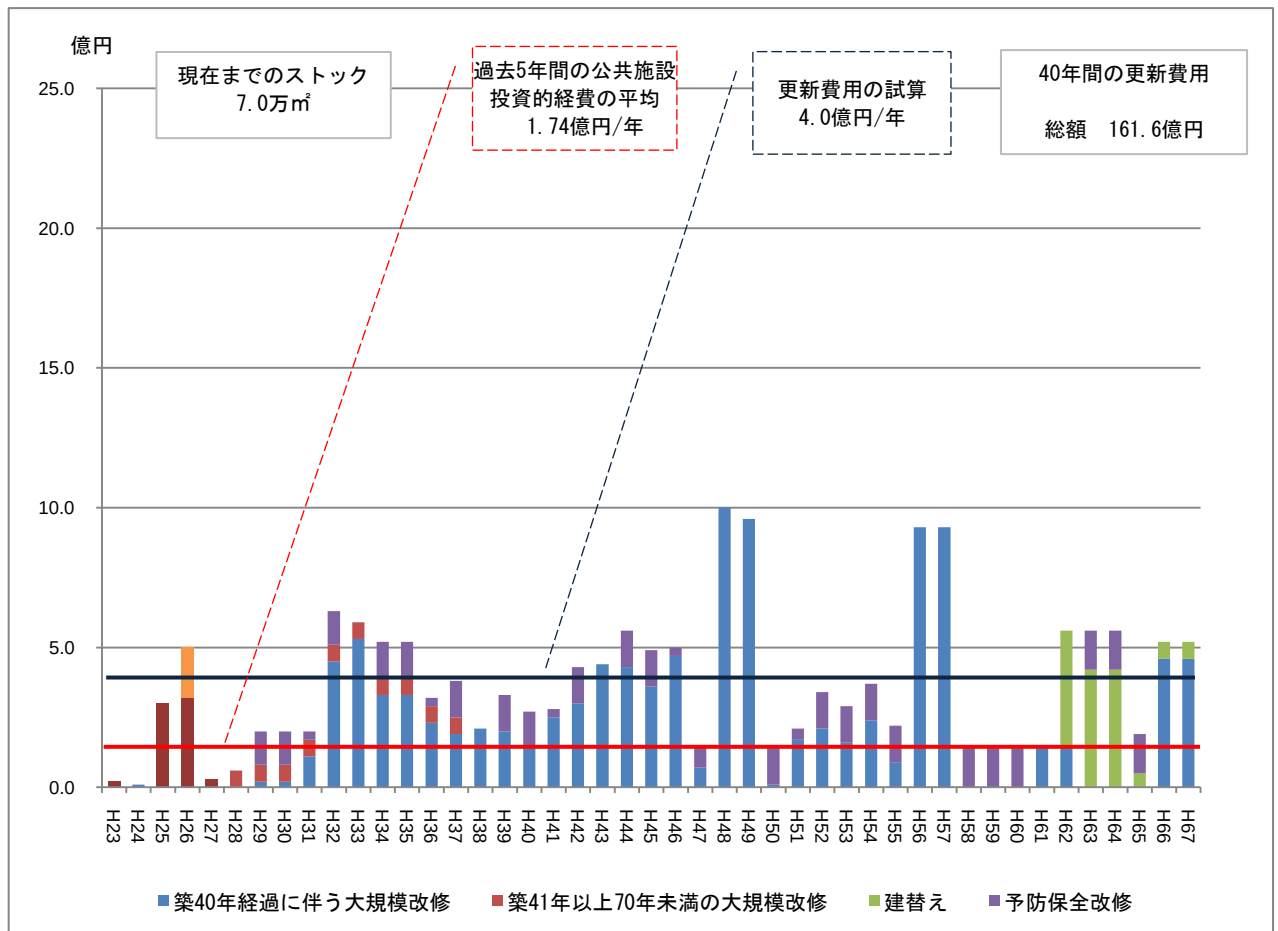
(2) インフラ施設の予防保全型管理の実施

本町では、ほとんどのインフラ施設について、安全確保やコスト縮減を目的に、所管省庁からの指針等をもとにした長寿命化計画などが策定されています。そのため、計画が策定されている施設については、其々の計画に基づき、予防保全型の維持管理へ転換し計画的な修繕を実施するとともに、その他のインフラ施設についても、本町の管理実態に適した合理的な維持管理を実施し、長寿命化を図るものとします。

(3) 公共建築物の予防保全型管理による縮減費用の試算

予防保全改修を毎年度、中規模改修を5年毎に、そして大規模改修を建築後40年で実施することにより、耐用年数を80年間に延長する前提で試算を行うと、今後40年間の更新費用総額は約161.6億円、年平均約4.0億円の費用となり、耐用年数60年と比べ151.8億円、年平均3.8億円の縮減効果が期待できます。

(図表 2-15) 公共建築物の将来の更新費用の推計 (80 年)



■ 予防保全型管理の試算条件

予防保全型管理（築後40年または50年で大規模改修／築後80年で建て替える設定）

※総務省型と同様に現在と同じ面積・延長等で更新すると仮定。

※面積・延長の数量に更新単価を乗じることにより将来の更新費用を推計。

※毎年必要な修繕等の予防保全改修を行いながら、5年毎の中規模改修により長寿命化を図る手法。

例) 庁舎：予防保全改修 10,000千円／中規模改修 100,000千円

ふれあいプラザ：予防保全改修 5,000千円／中規模改修 100,000千円

(4) インフラ施設の縮減費用の試算

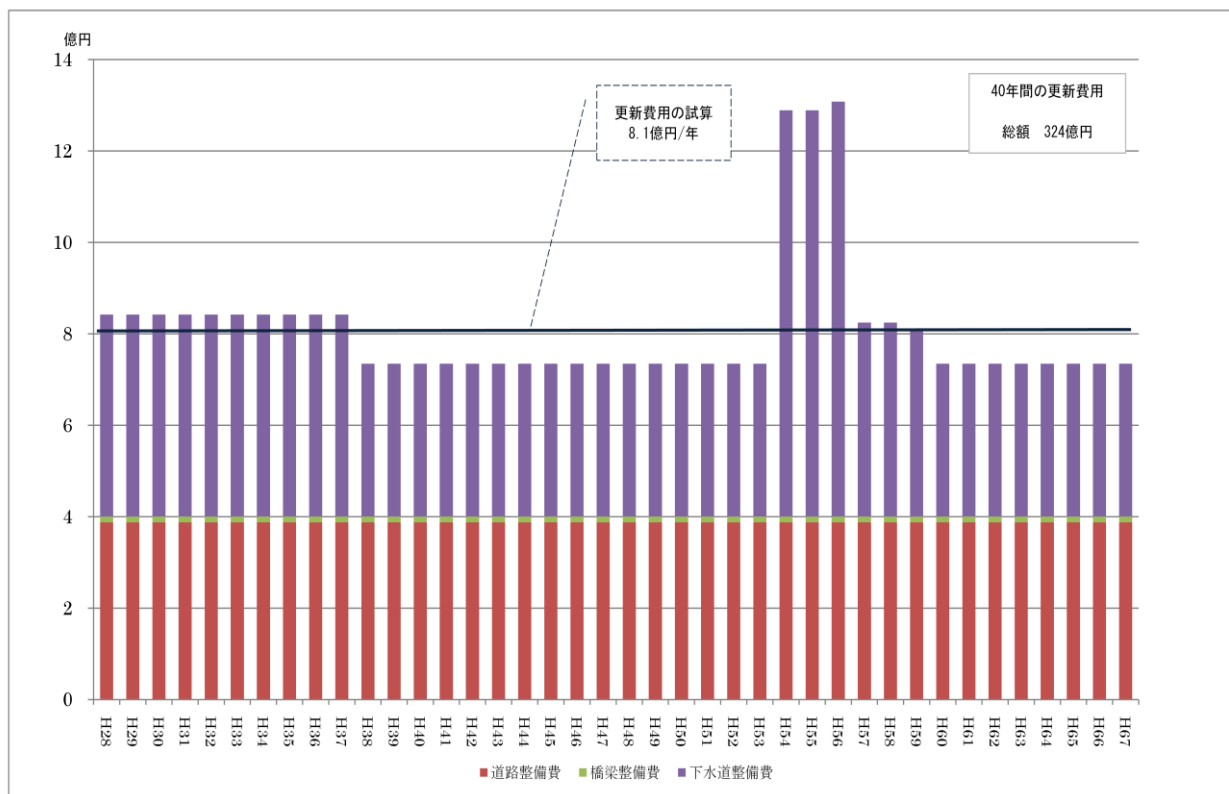
道路については、長寿命化を図り更新年数を15年から20年とすることにより、今後40年間の更新費用総額は約155億円、年平均約3.9億円の費用となります。

橋梁は、「栄町橋梁長寿命化修繕計画」によると、予防保全的な維持管理に転換した場合、更新費用総額は約5.2億円、年平均約1千3百万円が見込まれています。

下水道は、管渠の耐用年数を50年のまま変えずに試算することとした場合、更新費用総額は約163.8億円、年平均約4.1億円となります。

以上から、道路・橋りょう・下水道を合わせた今後40年間の更新費用総額は約324億円、年平均約8.1億円の費用となり、事後保全型の維持管理と比べ約60.6億円、年平均約1.5億円の縮減効果が期待できます。

(図表 2-16) インフラ施設の将来の更新費用の推計



(5) 総括

第6節で分析した将来の更新費用の推計は、総務省の「公共施設等更新費用試算ソフト」の標準的設定を用いて、築後30年で大規模改修、築後60年で建て替えという設定で推計を行いました。が、財政的に不可能ということが分かりました。次いで第7節では、文部科学省の「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」等を参考として、使用目標年数を80年とした設定で更新費用の推計を行いました。また、インフラ施設についても、改修・更新に係る財源不足に対応するため、予防保全的な管理を行い、施設の長寿命化による費用縮減を図ることとしましたが、試算の結果、このような長寿命化を図っても、財政負担への対応は大変厳しいと言わざるを得ません。

(図表 2-17) 更新費用推計のまとめ（公共建築物＋インフラ施設）

	更新費用の見込み【試算結果】		直近5年間の投資的 経費の実績
	①総務省型 〈60年建て替え〉	②予防保全型 〈80年建て替え〉	
◆公共建築物	313.4億円（7.8億円／年）	161.6億円（4.0億円／年）	1.7億円／年
◆インフラ施設	384.6億円（9.6億円／年）	324億円（8.1億円／年）	4億円／年
内訳（道路）	206.7億円（5.2億円／年）	155.0億円（3.9億円／年）	1.7億円／年
（橋梁）	14.1億円（0.3億円／年）	5.2億円（0.1億円／年）	—
（下水道）	163.8億円（4.1億円／年）	163.8億円（4.1億円／年）	2.3億円／年
合 計	698億円（17.4億円／年）	480.3億円（12.0億円／年）	5.7億円／年

このため、各施設の性格を十分見極め、真に必要な施設の大規模改修や建て替えに費用を集中的に投下していく必要があります。

また、人口減少が続く中、町として現有のすべての施設が必要かどうかを定期的かつ慎重に分析し、不用と判断した施設については、民間活用も視野に入れた機能転換を進めていかなければなりません。

一方、道路などのインフラ施設のストックについては、国の社会資本整備交付金の計画的な活用を図りながら、長寿命化に取り組んでいく必要があります。

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

3-1 計画期間について

計画期間は、将来の人口や財政の見通し等をもとに長期的な視点に基づき検討する趣旨から、長期の期間とすることとする必要があるため、以下のとおりの期間に設定しました。

（計画期間）

平成29年度から平成58 年度（30 年間）

なお、将来の施設更新費用の推計は、計画策定時（平成 28 年度）の 40 年後である平成 67 年度（2055 年）まで行い、長期的な見込みを展望します。

3-2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

総合的かつ計画的な公共施設等の管理を図るため、主管課である財政課を中心に、毎年度の財源を調整のうえ、長寿命化の事業を展開していきます。

また、各所管課は、施設情報や点検結果などの情報を長寿命化や更新計画などに活用し、本計画の推進に努めるとともに、それぞれ個別施設計画の策定などを行い、本計画との連携を図りながら公共施設の適切な維持管理に取り組んでいきます。

なお、道路などのインフラ施設のストックについては、国の社会資本整備交付金の計画的な活用を図りながら、長寿命化に取り組んでいきます。

3-3 現状や課題に関する基本認識

（1）人口減少およびＩＣＴによる公共施設に対する町民ニーズの変化

栄町の人口は、平成 7(1995)年に 25,615 人を記録して以降、減少傾向が続き、平成 27 年度末時点では 21,470 人まで減少しています。今後も栄町に限らず全国的に人口の減少傾向は続き、少子高齢化も一層進んでいきますが、栄町人口ビジョン（平成 27 年 10 月策定）では、平成 52（2040）年で 17,236 人まで減少すると推計されています。

これに伴い、学校教育系施設や庁舎などの活用に変化が生じるとともに、ふれあいプラザさかえの役割なども変化してくる可能性もあります。また、ＩＣＴの目覚ましい発展により各種行政システムの変革も生じ、各公共施設の機能の見直しも必要となっています。

(2) 公共施設の老朽化と厳しい財源の確保

本町の公共施設の整備状況を建築年度別に延床面積で見ると、昭和 50 年代後半から行政系施設や学校教育系施設が集中的に整備され、その多くが今後 20 年の間に耐用年数を迎えることとなり、これらの施設の中には老朽化が進んでいるものもあるため、大規模な改修や更新の時期が間近に迫っています。本計画はあくまでも総務省のシステムによる前提条件に従って計画しているものではありますが、現実としても老朽化対策は必要となっている一方、財源も限られていることから、どの施設を重点的かつ優先的に対策を講じていくか十分検討していく必要があります。

また、計画では平成60 年頃にも多額の更新費用が見込まれます。そのため、施設の必要性や人口に対応した建て替え規模等を将来的な構想として考えていく必要もあります。

(3) 公共施設の計画的な改修と新たなあり方の視点

町財政における投資的経費の過去 5 年間の平均は約 6 億 5 千万程で、歳出全体の 9%程度となっています。また、経常収支比率が 95%を超える大変厳しい財政状況の中で、投資的経費に充てることができる一般財源の額は限られているため、公共施設の規模や更新単価については、長寿命化を実施する際に再検討し、かつ将来的視点から重点を決めて計画的に実行していく必要があります。

また、人口減少や I C T 化への対策とともに、国が推奨しているコンパクトなまちづくりを今後は推進していく必要もあることから、そのための公共施設の再編は、公共サービスの向上や費用の節減など、複合的な効果が期待できる新たなあり方として検討していく必要があります。

3-4 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

- ① 現在行っている定期点検を引き続き適切に行っていきます。
- ② 定期点検に加え、職員の日常パトロールなどによる通常の点検を継続的に実施し、経年による劣化状況、外的負荷（天候、使用特性等）による性能低下状況および管理状況を把握していきます。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ① 施設の重要度や劣化状況に応じて長期的な視点で優先度をつけて、計画的に改修・更新します。
- ② 維持管理を行っていくための財源を捻出するため、受益者負担の見直しや施設の貸出なども検討していきます。
- ③ 管理運営にあたっては、指定管理者制度を推進するとともに、PPP・PFI などによる民間活力の導入を検討します。
- ④ 新しい技術や考え方を積極的に取り入れ、維持管理・修繕・更新等を効率的に進めていきます。

(3) 安全確保の実施方針

- ① 点検、診断等により高度の危険性が認められた公共施設等について、ソフト・ハードの両面から安全の確保対策を講じていきます。
- ② 今後維持していくことが難しい施設については、町民の安全確保の観点から、早期での供用廃止といった措置を適切にとっていきます。

(4) 耐震化の実施方針

- ① 公共建築物のほとんどは、耐震診断の実施や耐震改修が必要な場合の改修工事が済んでおり、また、小中学校の体育館では吊り天井の撤去工事を進めています。今後も、公共建築物の多くは災害時には避難場所として活用されるため、平常時の利用状況の精査とともに、災害時の拠点施設としての機能確保の観点から、耐震性の向上には適切な措置を講じていきます。

(5) 長寿命化の実施方針

- ① 今後の財政推計を踏まえたうえで、重大な損傷や致命的な損傷となる前に予防保全型の管理を実施することにより、健全な状態を維持しながら長寿命化を図ることで維持管理総コストの縮減に努めます。
- ② 施設によっては既に策定されている各計画を基本としながら、当計画との整合性を図り、必要に応じて適宜見直していきます。

- ③ 限られた財源の中で、将来の公共施設の活用方向を見極めながら、重点的かつ効率的に長寿命化を実施していきます。なお、道路等のストックの長寿命化は、国の社会資本整備交付金の活用により実施していきます。

(6) 統合や廃止の推進方針

- ① 利用状況等に照らして必要性が低下した施設や本来の設置目的による役割を終えた施設、老朽化が著しい施設等については、更新前に費用対効果を検証したうえで廃止や売却の検討を行います（例：文化ホールなど）。
- ② 町民ニーズ、社会情勢の変化による用途廃止や統廃合、集約化による移転後の空き施設は、有償で売り払いや貸し付けを行うなど、財源確保の手段として有効に活用します。
- ③ 人口減少・少子高齢化の進展により、行政サービスのニーズの変化や事務量の縮小も見込まれるため、施設の有効活用という観点から、行政分野を超えた民間への貸付や用途転用などの検討を行います（例：庁舎など）。

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

4-1 公共建築物

(1) 役場庁舎

庁舎は昭和 61 年に建築され、築 30 年を経過しようとしているため、行政サービス及び災害時の拠点となることなどを踏まえ、耐震性や安全確保の観点を重視しつつ、人口減少や I C T 化の活用なども踏まえて計画的な更新を進めていきます。

(2) 消防庁舎

消防庁舎は町内の公共建築物の中では比較的新しい施設ですが、町民の安全・安心に不可欠な施設であるため、計画的に保守点検や改修等を行うことで、消防施設としての機能維持と長寿命化を図ります。

(3) 学校

平成 26 度末に小学校 3 校（北辺田小・酒直小・安食台小）を新生「安食台小」へ、中学校 2 校（栄中・栄東中）を新生「栄中」へと統合しました。学校は、児童・生徒が日常的に使用する施設であるため、今後も、引き続き建築年度や老朽化とともに児童生徒数の状況を考慮した上で、計画的に大規模改修を実施し、長寿命化に取り組みます。また、日常の維持管理により発見された劣化、損傷は修繕し、児童・生徒の安全を確保します。

(4) ふれあいプラザさかえ（ふれあいセンター・町民文化ホール・悠遊亭）

「ふれあいプラザさかえ」は、建築後 20 年を経過しているため、予防保全を目的とした計画的な改修を行うことで、耐用年数まで維持していくことを原則とします。なお、維持管理に多額の費用が必要な文化ホール設備については、利用状況を見極めながら、民間活力導入による長寿命化の可能性も検討のうえ、計画的な長寿命化対策を検討していきます。

4-2 インフラ施設

インフラ施設については、国の社会資本整備交付金の活用を基本とし、それぞれに長寿命化計画を策定し計画的な事業実施を進めていきます。

(1) 道路

現在、老朽化した町道の修繕を計画的に実施していますが、今後も町の財政状況を踏まえ、地域・沿道の利用状況はもとより緊急性や安全性を踏まえて、計画的な整備を行っていくこととします。また、継続的な点検の実施により、舗装の異常、損傷などを早期に発見し、予防保全型の修繕を行うことで、道路の長寿命化を図ります。

(2) 橋梁

平成25年度に策定した「栄町橋梁長寿命化修繕計画」や再点検による計画の見直しに基づき、損傷が重度に進行してから維持管理をおこなう従来の対症療法的な維持管理から、損傷が深刻化する前に修繕をおこなう予防保全的な維持管理に転換し、計画的な維持管理を行うことで維持管理のコスト縮減と財政負担が短期に集中しないよう予算の平準化を図ります。

(3) 公園

平成25年度に策定した「栄町公園施設長寿命化計画」では、点検調査結果、利用状況及び設置年等を踏まえた更新・維持管理の年次計画を定め、計画的に長寿命化対策を実施することとしています。今後とも、計画の見直しを図りながら適切な維持管理を行っていきます。なお、遊具については、子どもにとって安全で楽しい遊び場を確保することが必要なため、定期的な点検により安全性の確保と延命を図ります。

(4) 下水道施設

本町の下水道は、昭和57年10月に終末処理場の供用開始以来34年を経過し、現在まで定期的な日常点検や修繕を実施してきましたが、処理場全体的に標準耐用年数の2倍を超過している設備が多く、経年的な老朽化が顕在化しています。また、管路施設については、重要な幹線等27.2Kmのうち耐震性能が確保されている管路は9%程度にとどまっており、計画的に耐震対策を実施する必要があります。

このため、平成27年度に策定した「栄町終末処理場長寿命化計画」において、計画的な予防保全の実施を長期目標とし、短期的には緊急性が高く老朽化が著しい機械・電気設備を対象に改築計画を実施することとしています。一方、管路施設については、定期的な点検・診断を行い、適正な維持管理・修繕を実施していくとともに、処理場に直結する重要な管路の耐震化を進めていきます。

第5章 フォローアップの実施方針

- (1) 本計画で示した「公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」や「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」に関する進捗状況について、定期的に評価を実施していきます。
- (2) 進捗状況に関する評価の結果、その他状況の変化等があった場合には、本計画を改定します。
- (3) 公共施設の適正配置については、町総合計画における位置付けや議会における意見を基に検討していきます。なお、長期的には重要な公共施設の存廃については、町民に意見を聞くこととします。
- (4) 本計画で定めた維持管理の基本方針等に基づき、今後、公共施設については個別施設計画を策定し、効率的かつ実現性の高い施設の長寿命化を図っていきます。